

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年四月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

<p>路 線 名</p>	<p>県道平方東京線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>八潮市大字鶴ヶ曾根字上根通六 三番一地先から 同市大字鶴ヶ曾根字上根通一二 二番三地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年四月七日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成十年三月三十一日付け 埼玉県告示第四百六十三号 における道路区域の供用開 始である。延長一六九・一 メートル。</p>